

吉川市高齢福祉サービスの見直し

本市では介護保険制度に基づく給付のほかにも複数の高齢福祉サービスを提供しています。これらのサービスについては、社会情勢や利用者を取り巻く環境の変化を踏まえて適時、検証を行うとともに必要な見直しを行うべきであると考えます。

第9期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に当たり介護福祉推進協議会で議論し複数のサービスの見直しを行いました。引き続き各種サービスについてご意見をいただきながら必要な見直しを行ってまいります。

1 経緯

各種サービスの見直しにおいては以下の視点で整理を行いました。

- ① 社会情勢の変化等
- ② 費用対効果
- ③ 代替可能な類似サービスの存在
- ④ 公平性の観点

その結果、以下のとおり見直しを行いました。

サービス名	見直し内容
ふれあいデイサービス	令和5年度で廃止
日常生活サポートサービス	令和5年度で廃止
生活安心ヘルプサービス	令和5年度で廃止
くらしアップデイサービス	令和5年度で廃止
買い物支援利用助成	令和5年度で廃止
寝具洗濯乾燥サービス	令和5年度で廃止
位置情報提供サービス利用支援	令和6年度から段階的に利用者負担の改正
緊急時通報システム貸与	令和6年度から利用者負担の改正
高齢者配食サービス	令和7年度から日中独居世帯は対象外

2 今後の見直し

これまでの経緯を踏まえ、以下のとおり見直しを行いたいと考えます。

(1) 敬老祝品等贈呈【令和7年度末で廃止】

88歳及び99歳の高齢者に1万円又は1万円相当の品を支給。今後の高齢者福祉のあり方としては、高齢者の社会活動の活性化や生きがいつくり、新たなニーズへの対応に注力すべきであると考えます。

(2) 高齢者配食サービス【令和7年度末で廃止】

「代替可能な類似サービスが存在するとともに、事業の目的に対する手段や費用対効果に課題が認められる事業」として令和7年度からは日中独居世帯は対象外とした。事業の評価に変更はないため、令和7年度限りで廃止とします。

(3) 位置情報提供サービス利用支援【令和7年度末で廃止】

「社会情勢の変化によって代替技術が存在するとともに費用負担に課題がある事業」として令和6年度から段階的に利用者負担の改正を行っています。

代替技術の存在が存在し、市が提供する意義が希薄になっていることから、段階的な見直しを経て廃止とします。

※令和6年4月から12月までの間、新規申請者は3人。

(4) 福祉施策利用者負担金減額認定【令和7年度末で廃止】

低所得者に対し、高齢福祉サービスを利用した際の利用者負担を減額する制度です。

対象となるサービスが、生活支援ショートステイと訪問入浴のみとなっており、両サービスの実績がないことから、事実上機能していないため廃止とします。

(5) 訪問入浴【令和7年度末で廃止】

介護保険で行われる訪問入浴を一定回数受けた者に対しする超過分のサービスです。利用実績がなく事実上機能していないため廃止とします。

3 検証対象とする高齢福祉サービス

(1) 緊急時通報システム貸与

「社会情勢の変化によって代替技術が存在するとともに費用負担に課題がある事業」として月額使用料原則、自己負担と考えましたが、激変緩和措置として月額500円に抑制しました。全額自己負担を検討しています。

①概要

ひとり暮らしなどの高齢者や障がい者に対し、緊急通報システムを貸与し、緊急事態の際は、消防署や緊急連絡先に通報される。

②対象

- ・おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者
- ・ひとり暮らしで1・2・3級の身体障害者手帳を所持者

③公費負担額 センター使用料800円＋消費税、機器レンタル料700円＋消費税

④利用者負担金 500円（月額利用料）

⑤利用実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規設置台数		52	57	65	56	29
稼動数		432	440	435	443	361
救急	搬送	42	39	34	46	54
	不搬送	11	15	19	5	0
相談・問い合わせ		89	101	192	120	106

(2) 高齢者世帯賃貸住宅家賃助成

「公費によるサービスとして公平性に課題がある事業」と位置づけています。一方で本制度を活用して生活設計を行っている場合もあると考えます。

①概要

65歳以上の低所得高齢者世帯に家賃助成を行う。

②対象

世帯全員が65歳以上で市内に2年以上住所を有する市民税非課税世帯。

③助成額

上限額 月4,500円（家賃月額が30,000円を超過した額が対象）

④実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数（人）	154	181	179	174	172
支給金額（円）	8,056,600	8,432,737	9,156,100	9,189,370	9,175,910

(3) 公共施設無料利用証

高齢者の社会活動や娯楽、運動は多様化しており、公共施設の利用を積極的に促す必要性は希薄となっていると考えます。

①概要

高齢者及び高齢者団体に対し市内公共施設の利用を無料とする。

②対象者 【個人】70歳以上の市内在住者

【団体】70歳以上の市内在住者が半数以上を占める5名以上の団体

③実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個人	122	120	149	174	191
団体	233	251	234	243	245

(4) 介護保険給付対象サービスに係る負担金補助

低所得者に対し、介護保険給付サービス利用者負担の補助（7割補助又は5割補助）を行う。介護保険制度を市の判断で制度の再設計を行っているとも考えられます。

①概要

低所得者に対し介護保険給付サービス利用者負担の補助を行う。

②対象 介護保険料第1段階（住民税非課税）

③助成額 利用料の5割

④実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月平均受給者（人）	183	189	203	211	207
支給金額（円）	14,664,892	15,137,556	15,835,718	18,327,868	16,786,044

(5) 日常生活用具給付

介護保険認定を受けていない高齢者に対する用具の給付については、本人の選択の余地が大きく、公平性に課題が認められます。また、虚弱者という定義があいまいであり、対象者が明確でないことも課題です。用具の購入の際、利用者の状態を客観的に判断することが難しく、購入内容についても課題があります。

①概要

虚弱者に対し、歩行支援用具、入浴補助用具又は腰掛便座を給付する。

②対象

65歳以上の者で虚弱者（介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業対象者、要支援者、要介護者以外の要援護者）

③公費負担額 購入額の9割

④実績

給付品目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
腰掛便座	0	0	0	0	0
入浴補助用具	6	6	1	3	3
スロープ	0	0	0	0	0
歩行器	6	5	10	9	11
歩行補助杖	1	1	0	0	0
支給額（円）	474,748	331,352	485,810	503,360	645,669